

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

社会福祉法人 山麓会の各事業所は令和2年4月1日からの見える化要件に基づき、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況と、賃金以外の職場環境改善の取り組みについてお知らせします。

《介護職員等特定処遇改善加算の算定要件》

- ①現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
(山麓会全ての事業所で処遇改善加算Ⅰを算定しています。)
- ②職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ、1つ以上取り組んでいること。
- ③賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。

《介護職員等特定処遇改善加算の取得状況》

事業所名	取得状況
特別養護老人ホーム 清滝らくらく苑	特定処遇改善加算Ⅰ
地域密着型介護老人福祉施設 南野らくらく苑	特定処遇改善加算Ⅰ
地域密着型介護老人福祉施設 雨塚らくらく苑	特定処遇改善加算Ⅰ
(予防) 清滝らくらく苑ショートステイ	特定処遇改善加算Ⅱ
(予防) 南野らくらく苑ショートステイ	特定処遇改善加算Ⅱ
(予防) 雨塚らくらく苑ショートステイ	特定処遇改善加算Ⅱ
(予防) デイサービスセンター清滝らくらく苑	特定処遇改善加算Ⅱ
(予防) ヘルパーステーション清滝らくらく苑	特定処遇改善加算Ⅱ

《職場環境改善の取組》

『資質の向上』

- ①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減する為の代替職員の確保を含む。）
- ②ユニットリーダーかつ介護福祉士で3年以上実務に従事した経験のある職員に対して、介護福祉士実習指導者講習の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減する為の代替職員の確保を含む。）

- ③全職員に対して、能力やマナーの向上に向けて、介護に係る講習や接遇研修、eラーニング受講などを実施。

『労働環境・処遇の改善』

- ①新人介護職員に対して、介護福祉士実習指導者講習会を修了したユニットリーダーや、看護師、管理栄養士、介護支援専門員が中心になり介護の基礎知識の講義を行うと共に、新人指導担当者制度を導入し、入職1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月と振り返り面談を行い、相談できる体制を整え早期離職防止に努める。
- ②ICT活用(介護ソフト、施設内のWi-Fi環境整備、タブレット)により、施設内のどこにいても、各種記録や申し送りなどを共有することができ業務省力化を図る。
- ③介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための機械浴、電動低床ベッドを導入。
- ④子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実（育児休業時の他の介護職員の負担軽減する為の代替職員の確保を含む。）
- ⑤毎朝の朝礼や申し送りノート、介護ソフトの申し送りを活用する以外にも、随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を行う。
- ⑥事故対策委員会や各委員会がマニュアルを作成し、責任の所在を明確化。
- ⑦健康診断やストレスチェックにより、健康管理やこころの相談を産業医により実施。
又、分煙スペースや職員休憩室の整備。

『その他』

- ①障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトを配慮し、無理のない業務プログラムを作成している。
- ②地区のだんじり祭りに参加、地域のイベントに模擬店に出店するなど、地域行事に参加し、児童や生徒、住民との交流を図っている。
- ③非正規職員から正規職員への転換。
- ④職員の増員による業務負担軽減を目的として、業務内容や職員配置を見直し、技能実習制度や留学生の外国人労働者、他分野の転職者の採用を進め、国の配置基準以上の職員配置を実施している。
- ⑤ユースエール企業の認定。（若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定を受けています。）